-1			ľ	4
		-	l H	4^ I

この計画は、逗子市火災予防	5条例(以下「市条例」	という。)第42条の3に基づき、
の催し	レ開催期間中の火災予防 アンス アンス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ	坊上必要な業務に関する計画を定め、
火災等その他の災害から人命、	財産の安全及び被害の	)軽減を図ることを目的とする。

## 2 対策組織及び任務内容

対策組織として<u>を防火担当者とし、次の任務分担により、対策</u>組織編成を別表1のとおり指定する。

係 別	任 務 内 容			
	○ 対策組織の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに、消防隊			
防火担当者	と密接な連携をとる。			
	○ 避難状況の把握を行う。			
副防火担当者	○ 防火担当者を補佐し指示、命令の伝達に当たる。			
(指揮係)				
消火係	○ 消火器設置店舗は、消火に協力する。			
(A却)由级 <i>区</i>	○ 消防機関に対する通報及び確認を行う。			
通報連絡係	○ 消防隊到着後、情報提供に当たる。			
) 应数系统	○ 来場者の避難誘導に当たる。			
避難誘導係	○ 逃げ遅れた者、負傷者の有無の確認を行う。			

#### 3 防火管理体制

露店等の開設場所、消火器の位置、対象火気器具等の位置及び液体・気体・固体燃料の位置を別添の配置図に記載する。

- (1) 火気や危険物の取扱い場所及び保管場所には、容易に来場者が入れないような措置を講じる。
- (2) 避難の障害となる物品等を配置しないようにする。
- (3) 対象火気器具等を使用する店舗については、別表2に記載する。
  - ※ 催しに伴う危険物の取扱量によって、消防法又は市条例の規定に抵触する場合があるため、消防本部との打ち合わせの際、十分な協議をすること。

## 4 発電機等使用する危険物の貯蔵又は取扱い

- (1) ガソリン携行缶は、直射日光の当たる場所や高温の場所に置かないこと。
- (2) ガソリン携行缶を取り扱う場合は、周囲の安全確認とエンジン停止を徹底すること。

(3) ガソリン携行缶の蓋を開ける前に、必ずエア抜きを行うこと。

## 5 通報

通報連絡係は、火災を覚知した後、状況及び負傷者の有無等を確認、直ちに 119 番通報する。

## 6 計画変更する場合

催しの対策組織の編成変更、露店出店状況、火気及び危険物の取扱い、保管場所等が変更になった場合は、遅滞なく消防本部へ変更した旨を書面により提出する。

# 別表 1 対策組織編成表

	氏名・事業所名・電話番号
主催者 (法人の場合は、名称 及び代表者氏名)	TEL
露店等の管理者 (法人の場合は、名称 及び代表者氏名)	TEL
防火担当者 (代表者)	TEL

防火担当者	係別	氏 名
	指揮係	
副防火担当者	消火係	
	通報連絡係	
	避難誘導係	

別表 2 対象火気器具等を使用する店舗一覧表

【対象火気器具等】

【危険物等】

	店舗名	対象火気器具等	消火の	危険物等	保管場所	代表者氏名	店舗
		燃料等	準備	数量 (保管量)	使用用途	八汉有八石	番号
1 000	000 0	ガスこんろ	- 消火器	ガソリン	テント奥の日陰		1
		LPG		20 リットル	発電機の燃料		
2		フライヤー	消火器	軽油	テント奥の日陰		5
		LPG		40 リットル	発電機の燃料		(3)
9		やきとり焼き機	消火器				7
$3 \triangle$	$\triangle\triangle\triangle$ $\triangle$	固形燃料 (炭)					
4							
4							
5							
5							
6							
0							
7							
'							
0							
8							
9							
•	•		_1	n	•	<b>"</b>	